

災害時の避難支援のために

個別避難計画を 作成しましょう。

東日本大震災や近年の豪雨災害等において、高齢者や障がいのある方等の避難行動要支援者の方が犠牲になられています。これを受けて、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

十和田市では、災害に強い地域づくりのために、地域の方々や福祉専門職等の皆様と連携して、個別避難計画の作成に取り組んでいきます。

▶ 個別避難計画とは

災害が発生した場合の避難に備えて、どこに、どのように避難するかなど、あらかじめ決めておき、避難行動要支援者の方の状況や避難先、避難を支援する方法などを記載したものです。個別避難計画を作成することで、災害が発生した、又は発生するおそれがある場合に、ご本人が避難支援を受ける可能性が高まります。

ただし、避難支援等関係者ご自身やその家族等の安全を優先するため、災害発生時の避難支援を必ずしも保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではありません。

▶ 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には以下の項目を記載します。

- ① 避難行動要支援者に関する情報（氏名、住所、生年月日、連絡先、避難支援を必要とする事由など）
- ② 支援者に関する情報（氏名、住所、連絡先）
- ③ 避難先や避難経路に関する情報

▶ 個別避難計画の活用

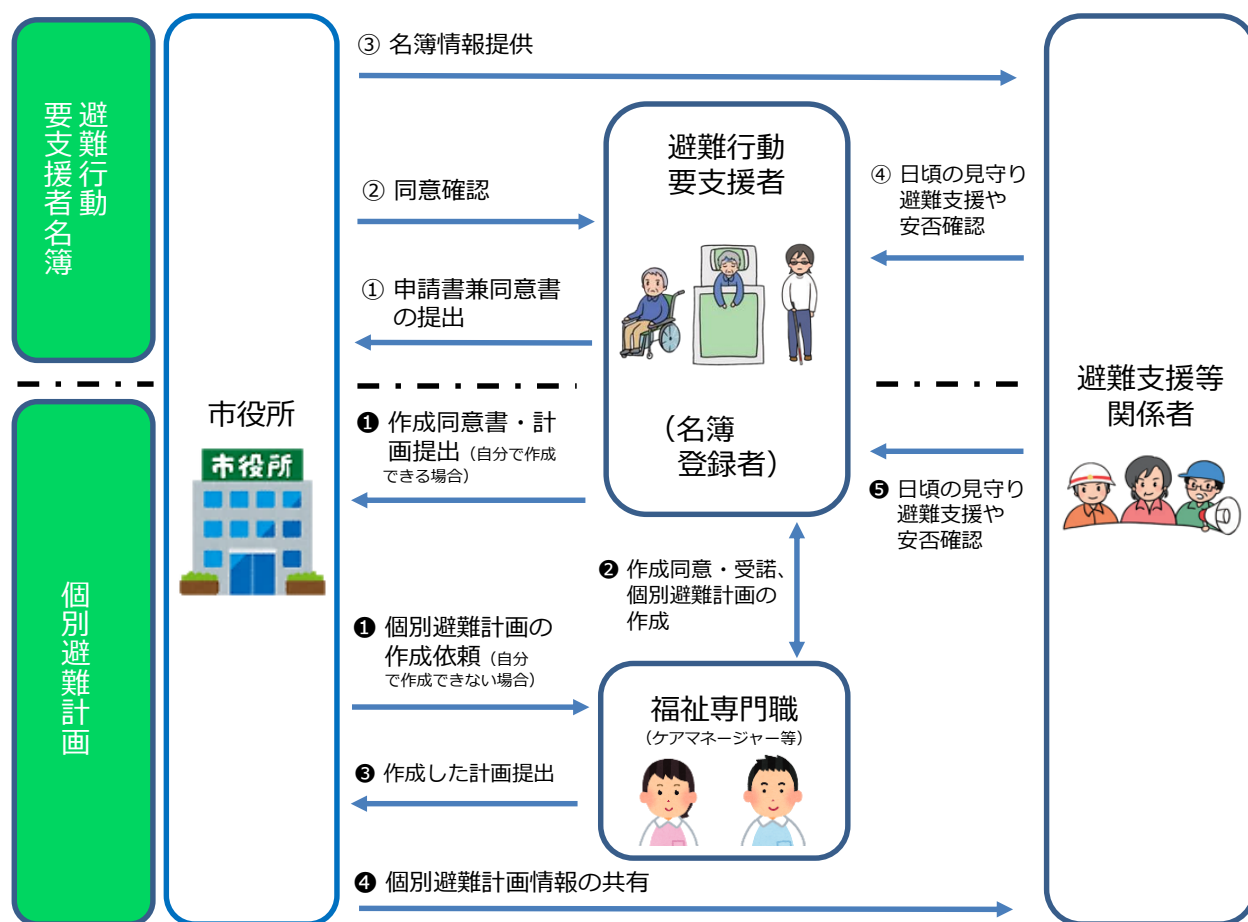
個別避難計画の活用は、災害時だけではなく、支援者による見守りや地域のつながりを強くするための環境づくりなど、平時にも活用されます。

▶ 個別避難計画作成の対象となる方

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されている人が対象になります。具体的には次のいずれかに該当する方です（施設などに入所している方を除く）。

- ① 満70歳以上の者のみの世帯の方
- ② 身体障害者手帳等級1・2級の方（心臓・腎臓の障がいのみの方を除く）
- ③ 愛護手帳A判定の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳等級1級の方
- ⑤ 介護保険の要介護認定3以上の方
- ⑥ 難病の認定を受けている方
- ⑦ その他災害時に支援を必要とする方

▶ 個別避難計画の作成の流れ



▶ 問い合わせ・提出先

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号 十和田市健康福祉部生活福祉課
TEL : 0176-51-6718・FAX : 0176-22-7599